

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 国土総合開発法施行令の廃止

国土総合開発法施行令を廃止すること。

（第一条関係）

第二 国土審議会令の一部改正

一 土地政策分科会の所掌事務である国土利用計画の作成に係る意見等の事務を本審議会の事務とするにと。

二 首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を廃止すること。

（第十三条関係）

第三 首都圏整備法施行令その他の関係政令の一部改正

首都圏整備法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

（第二条から第十二条まで関係）

第四 施行期日

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行すること。

（附則第一項関係）